

商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における 若干問題に関する最高人民法院の意見

法発〔2010〕12号

最高人民法院による『商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における 若干問題に関する意見』の印刷配布に関する通知

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治
区高級人民法院生産建設兵団分院：

ここに『商標の権利付与・権利確定に係わる行政案件の審理における若干
問題に関する最高人民法院の意見』を各位に印刷配布するので、真剣に貫徹
執行することを願う。

2010年4月20日

2001年12月1日『「中華人民共和國商標法」の改正に関する全国人民代表
大会常務委員会の決定』が施行して以来、人民法院は法に基づいて、利害関係者
が、国家工商行政管理総局商標評審委員会による商標の出願拒絶審判、商標異議
申立て審判、商標争議、商標取消し審判など具体的な行政行為を提訴する商標の
権利付与・権利確定に関する行政案件の受理・審理をはじめ、関連法適用の問題に
ついて積極的に探求し、比較的豊富な審理の経験を積んできた。商標の権利付与・
権利確定行政案件をより良く審理し、審理の経験をいっそう総括し、審理基準を
明確して統一させるために、最高人民法院は前後複数回にわたって特別テーマ会
議を開き、特別テーマについて調査・研究を行い、関連法院、関連部門と専門学
者からの意見を幅広く聴取して、商標の権利付与・権利確定行政案件の審理に係
わる法適用問題に対して研究・総括を行った。これに基づいて、『中華人民共和國
商標法』、『中華人民共和國行政訴訟法』などの法規定に基づき、審理の実際と結
び付けて、この種の案件の審理について次のような意見を提出する：

1、人民法院は商標の権利付与・権利確定行政案件を審理する際に、まだ使用
に大量投入していない係争商標に対して、商標の近似と商品の類似など権利付
与・権利確定の条件に対する審査判断及び、先行商業標識との衝突についての処

理にあたって、法に従って商標の権利付与・権利確定の基準を適宜厳しく把握し、消費者と同業経営者の利益を十分に考慮し、不正冒認出願行為を有効に抑制し、比較的高い知名度と比較的強い顕著性をもつ他人の先行商標、企業の名称などの商業標識の権益に対する保護を重要視し、出来る限り商業標識混同の可能性をなくすよう努める。使用期間が比較的長く、すでに高い市場名声が立てられ、関連公衆集団を形成している係争商標については、商標法における先行商業標識の権益の保護と市場秩序の維持との相互調和という立法の精神を正確に把握し、客観上関連公衆がすでに関連商業標識を区別できている市場の実際を十分に尊重し、すでに形成された安定した市場の秩序の維持を重視する。

2、実践の中で、一部の標識又はその構成要素に誇張の内容があるものの、日常生活経験或は関連公衆の通常認識などから誤解を招くのに十分ではないものがある。このようなものについては、人民法院はそれを誇大宣伝で欺瞞性を帯びる標識と認定すべきではない。

3、人民法院は、関連標識が他の不良影響を有する状況を構成するか否かを審査・判断する際に、該標識或はその構成要素が我が国の政治、経済、文化、宗教、民族など社会の公共利益と公共秩序に消極的で、マイナス影響が発生するか否かを考慮しなければならない。もし関連標識の登録が特定した民事権益だけを損害している場合、商標法ではすでに別途救済の方式と相応のプロセスを定めてあるため、これをその他不良な影響を有する状況に属すると認定すべきではない。

4、商標法の規定によると、県クラス以上の行政区画の地名又は公衆周知の外国地名は商標として登録、使用してはならないとなっている。実践の中で、一部の商標が地名と他の要素とから構成されているため、このような場合、もし商標が他の要素の加入によって、全体において顕著性を有し、地名の意味を持たない或は地名を主な意味としない場合、それを県クラス以上の行政区画の地名又は公衆周知の外国地名を含むことを理由に、登録してはならない商標に属すると認定すべきではない。

5、人民法院は商標の権利付与・権利確定行政案件を審理する際に、係争商標が使用される商品に係わる関連公衆の一般認識に基づいて、商標に顕著性があるかを全体から審査・判断をしなければならない。標識に含まれる記述的要素は商標全体が有する顕著性に影響を与えず、或は記述性標識は、独特な方式で表現され、関連公衆がそれで商品の出所を識別できるのであれば、それが顕著性を持つ

ていると認定しなければならない。

6、人民法院は商標の権利付与・権利確定行政案件を審理する際に、中国国内の関連公衆の通常認識に基づいて、係争対象の外国語商標が顕著性を持っているかを審査・判断しなければならない。係争標識中の外国語に固有の意味があるものの、関連公衆が該標識で商品の出所を識別できるものであれば、その顕著性の認定には影響しない。

7、人民法院は係争商標が通用名称であるかを判断する際に、それが法定された、或は習わしとして次第に定まって一般化された商品名称に属するかを審査しなければならない。法規定或は国家基準、業界基準によって商品の通用名称に属するものは、通用名称と認定しなければならない。関連公衆が一般的にある名称がある類の商品を意味できると認める場合、該名称が習わしとして次第に定まって一般化された通用名称と認定しなければならない。専門辞書、辞典に商品名称として挙げられたものについて、習わしとして次第に定まって一般化された通用名称の認定の際の参考とすることができる。

習わしとして次第に定まって一般化された通用名称については、一般的に全国範囲での関連公衆の通常認識を判断の基準とする。歴史的伝統、民俗風土、地理環境などの原因によって形成された関連市場が比較的固定している商品について、該関連市場内で通用する称呼は、通用名称と認定することができる。

出願人は、その登録出願している商標が、一部地域内において習わしとして次第に定まって一般化された商品名称であることを知っている、或は知り得る場合、その登録出願した商標を通用名称と見なさなければならない。

8、人民法院は係争商標が通用名称に属するか否かを審査判断する際に、一般的に商標登録出願が提出された時の事実状態を基準とする。もし出願時に通用名称に属さないが、登録査定時に係争商標がすでに通用名称になっている場合、依然としてそれが当商品の通用名称に属すると認定すべきである。一方、申請時には当商品の通用名称に属していたにもかかわらず、登録査定時にすでに通用名称でなくなった場合、それが登録の妨げにはならない。

9、ある標識がただ使用する商品の品質、主要原料、性能、用途、重さ、数量、産地などの特徴について記述、説明しているだけか、若しくはそれを主としてい

る場合、それに顕著性がないと認定しなければならない。標識或はその構成要素が商品の特徴を示唆しているものの、商品出所の識別性能に影響しないものは、上述の状況に属しない。

10、人民法院は馳名商標の保護に係わる商標の権利付与・権利確定行政案件を審理する際に、『馳名商標の保護に係わる民事係争案件の審理における法適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈』第五条、第九条、第十条など関連規定を参照することができる。

11、すでに中国で登録済みの馳名商標について、類似しない商品におけるその保護範囲を確定する時に、その馳名度に合わせるよう注意しなければならない。一般公衆に広く知られているすでに中国で登録済みの馳名商標について、類似しない商品におけるその保護範囲を確定する時に、その馳名度に合った比較的に広い範囲での保護を与えなければならない。

12、商標代理人、代表人又は販売、代理など販売代理関係意味上の代理人、代表人が授權を得ずに、自分の名義で被代理人或は被代表人の商標について登録をした場合、人民法院は、それが代理人、代表人による被代理人、被代表人の商標の冒認出願行為に属すると認定しなければならない。審理実践の中で、一部の冒認出願行為は、代理、代表関係がまだ協議中の段階で発生している。即ち、冒認出願行為が先で、代理、代表関係の締結が後になっているが、この場合、これを代理人、代表人による冒認出願行為と見なさなければならない。上述の代理人或は代表人と共謀して商標の冒認出願行為を行った商標登録出願人については、代理人又は代表人と見なすことができる。共謀した冒認出願行為について、状況に応じて商標登録出願人と上述の代理人或は代表人との間の特定した身元関係などによって推定することができる。

13、代理人又は代表人が登録出願をしてはならない商標標識には、被代理人又は被代表人の商標と同様な標識を含むだけでなく、近似する標識も含む。登録出願をしてはならない商品には、被代理人又は被代表人の商標が使用される商品と同様な商品を含むだけでなく、近似する商品も含む。

14、商標の権利付与・権利確定行政案件の審理における商品の類似と商標の近似の判断に当たって、人民法院は『商標に係わる民事紛争案件の審理における法適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈』の関連規定を参照することがで

きる。

15、人民法院は、関連商品又はサービスが類似するかを審査判断する際に、商品の性能、用途、生産部門、販売ルート、消費者群などが同じであるか或は比較的大きい関連性を持っているか、サービスの目的、内容、方式、対象などが同じであるか或は比較的大きい関連性を持っているか、商品とサービスとの間に比較的大きい関連性を持っているか、関連公衆に、商品又はサービスが同一の主体によって提供されている、或はその提供者の間に特定の関係があることを思わせやすいものではないかなどを考慮しなければならない。「商標登録用商品と役務の国際分類表」、「類似商品と役務の区分表」を、商品或はサービスの類似を判断する際の参考とすることができる。

16、人民法院は、商標が近似するか否かを認定する際に、商標標識の構成要素及びその全体の近似度を考慮するだけでなく、関連商標の顕著性と知名度、使用商品の関連度などの要因も考慮しなければならない。混同を招きやすいか否かを判断の基準とする。

17、商標法第三十一条における「商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない」という総括性規定を正確に理解し適用しなければならない。人民法院は、係争商標が先に存在する他人の権利を侵害しているかを審査判断する際に、商標法にすでに特別規定されている先に存在する権利については、商標法の特別規定によって保護を与え、商標法に特別規定がないが、民法通則及びその他の法律の規定によって保護を与えるべき合法的権益に属するものについては、該総括性規定によって保護を与えなければならない。

人民法院は、係争商標が先に存在する他人の権利を侵害しているかを審査判断する際に、一般的に係争商標の出願日を基準とする。係争商標の登録査定時に先に存在する権利がすでに存在しない場合、係争商標の登録に影響しない。

18、商標法の規定では、出願人は不正な手段で他人がすでに使用しかつ一定の影響を持っている商標について冒認出願をしてはならない、となっている。出願人は、他人がすでに使用しかつ一定の影響を持っている商標であることを知っている、或は知り得ていながら、冒認出願をした場合、不正手段を利用したと認定することができる。

中国国内で実際使用しかつ一定範囲の関連公衆に周知の商標は、すでに使用しかつ一定の影響を持っている商標に属すると認定すべきである。先行商標が一定の持続した使用期間、区域、販売量或は広告宣伝などを有することを証明できる証拠がある場合、それが一定の影響を持っていると認定することができる。

すでに使用しかつ一定の影響を持っている商標に対して、類似しない商品における保護を与えるべきではない。

19、人民法院は、登録商標の取消しに係わる行政案件を審理し、係争商標がその他の不正手段で登録を取得したか否かを審査判断する際に、それが欺瞞手段以外の商標登録秩序の攪乱、公共利益の損害、公共資源の不正占用或は他の方法で不正な利益を儲けるという手段に属するか否かを考慮しなければならない。特定した民事権益のみを損害する場合、商標法第四十一条第二項、第三項及び商標法その他の相応する規定を適用して審査判断をしなければならない。

20、人民法院は、連続した三年間不使用による登録商標の取消しに係わる行政案件を審理する際に、商標法関連規定の立法精神に基づいて、係わる行為が実際使用を構成するか否かを正確に判断しなければならない。

商標権者による自らの使用、他人への使用許諾及び商標権者の意思に背かないその他の使用は、いずれも実際使用の行為に属すると認定することができる。実際使用している商標と許可された登録商標とが微妙な区別を持っているものの、その顕著性が変更されていなければ、登録商標の使用と見なすことができる。登録商標の実際使用がなく、譲渡又は使用許諾行為だけあって、或は商標登録情報の公布又は登録商標専有権享有の声明しかないものに関しては、商標の使用と認定してはいけない。

商標権者が、不可抗力、政策的制限、破産清算など客観的事由で、登録商標の実際使用ができていないか或は使用が停止され、若しくは商標権者に商標を使用する真な意図があつて、かつ実際の使用に必要な準備があるが、その他の客観的事由によってまだ登録商標を実際使用していないものに関しては、いずれも正当な理由ありと認定することができる。

出所：人民法院報